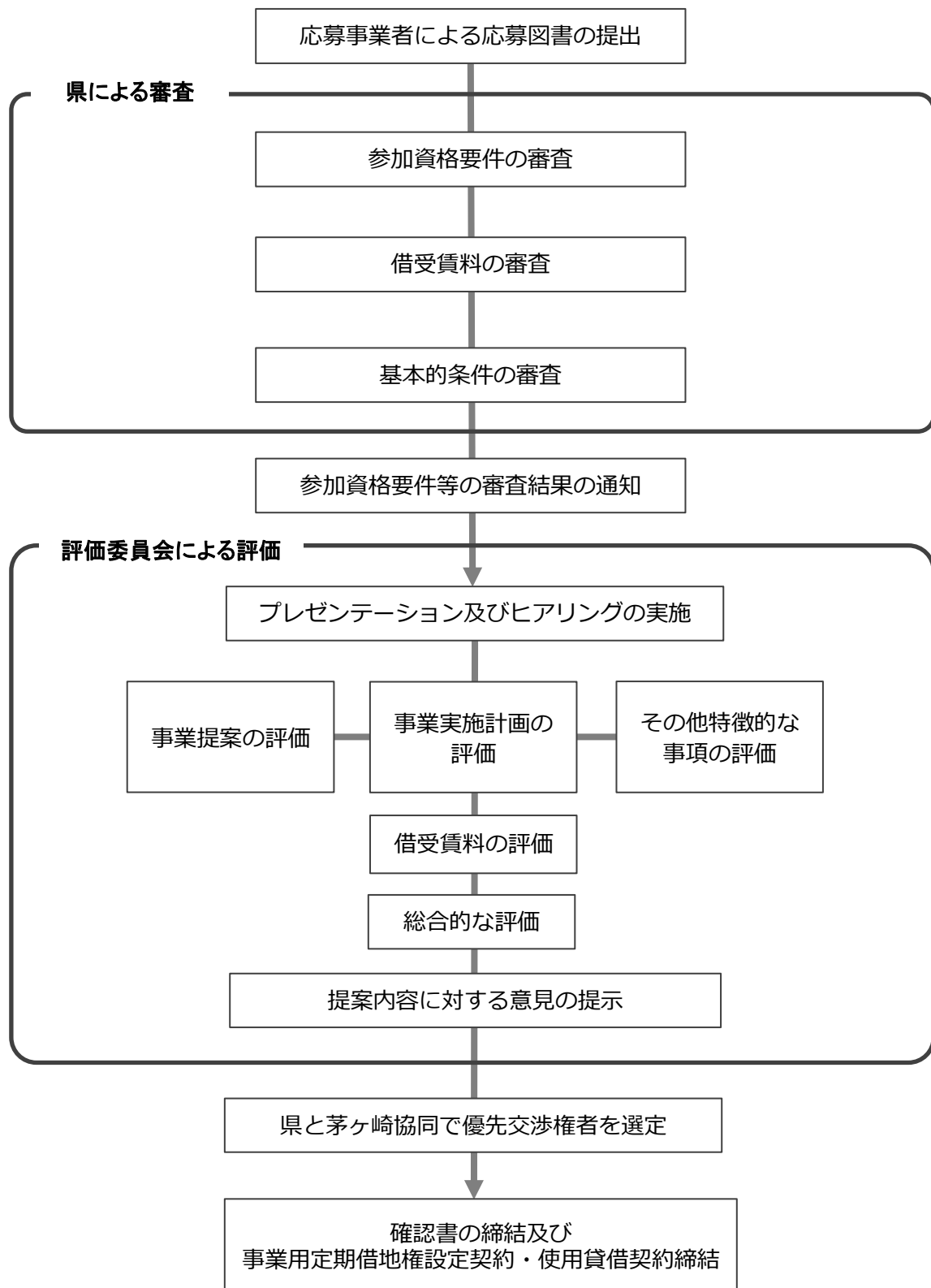


審査基準

第1 事業者の評価・選定に関する事項

1 審査の流れ

応募事業者から提出された応募図書に対して、次の流れで審査を行います。



2 評価項目及び配点

(1) 提案内容に関する評価

事業内容に関する評価（事業提案、事業実施計画、その他特徴的な事項）の評価項目及び配点は次のとおりです。

提案内容に関する評価項目の点数が、次のいずれかに該当する場合又は応募にあたっての条件（募集要項 7（2））を満たさない場合は失格となります。

- ・事業提案の各項目の合計点数が 42 点中 21 点未満
- ・事業実施計画の各項目の合計点数が 36 点中 18 点未満
- ・提案内容に関する評価項目の合計点数（A）が 80 点中 40 点未満

提案内容に関する評価項目・・・A		配点 80.0
事業提案	事業計画	22.0
	利活用のコンセプト	4.0
	「ゴルフコース継承ゾーン」の事業展開の考え方	4.0
	「居場所・交流ゾーン」の事業展開の考え方	4.0
	防災に関する考え方	4.0
	みどり・生物多様性に関する考え方	4.0
	健康づくり・未病改善に資する取組み	2.0
	「居場所・交流ゾーン」に関する土地及び建物利用計画	20.0
	景観に関する方針	4.0
	周辺地域への配慮に関する方針	4.0
	建物、空間の配置・活用に関する方針	8.0
	駐車場に関する方針	2.0
	その他の方針（バリアフリーに関する考え方、環境配慮への考え方等）	2.0
事業実施計画	経営計画	20.0
	経営体制、人員配置計画	4.0
	資金調達計画	8.0
	リスク管理方策	8.0
	事業収支計画	12.0
	事業スケジュール	4.0
その他特徴的な事項		2.0
上記の審査項目では、十分に評価できない事項		2.0

借 受 賃 料 ・ ・ ・ B	配点 20.0
-----------------	------------

合計・・・A+B	100
----------	-----

(2) 借受賃料の評価点の算出方法

借受賃料（年額）の㎡単価が 830 円以上であった提案者のうち、最高価格であった提案者に 20 点を付与し、その他の提案者には、最高価格との比率によって、次の算式により、評価点を算出します。ただし、小数点以下は切り捨てます。

借受賃料の評価点 ＝（当該応募事業者の提案賃料／最高提案賃料） × 配点 20 点
（小数点以下切捨て）